主 文

本件を仙台高等裁判所に移送する。

理 由

裁判所法第一六条第三号、民事訴訟法第三九三条第一項によると、盛岡地方裁判 所の第二審判決に対する上告は、当裁判所の管轄には属しないで、仙台高等裁判所 の管轄に属するものである。

よつて民事訴訟法第三○条により、主文のとおり決定する。

昭和二六年四月一六日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 長名 | 3 川 | 太一 | 郎 |
|--------|----|-----|----|---|
| 裁判官 | 井 | 上 | | 登 |
| 裁判官 | 島 | | | 保 |
| 裁判官 | 河 | 村 | 又 | 介 |